

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により地域計画を変更するので、同法第19条第7項の規定により公告し、地域計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

利害関係人は、地域計画の変更案について意見がある場合、令和8年3月9日までに意見書を提出することができます。

令和8年2月24日

京都市長 松井 孝治

1 縦覧期間

令和8年2月24日から同年3月9日まで

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室

3 意見書の提出要領

地域計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、氏名、年齢、住所を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載のうえ、前記案件について意見をできるだけ具体的に記載した文書を京都市産業観光局農林振興室に提出してください。

提出された意見書に対する個別の回答は行わず、地域計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告いたします。

なお、提出された意見書については、その内容を公表する場合がありますので御了承ください。

(産業観光局農林振興室)